

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定に基づき、<u>本人確認情報の保護に関する審議会および情報提供手数料の額</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 (新規)	(趣旨) 第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の<u>施行</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 (県の責務) 第2条 県は、<u>法第30条の5第1項に規定する本人確認情報</u>(以下「本人確認情報」という。)の利用および提供に関し、<u>本人確認情報の安全確保のために必要な対策を策定し、およびこれを実施するものとする。</u> (本人確認情報を提供する区域内の市町の執行機関および提供に係る事務) 第3条 <u>法第30条の7第4項第2号に規定する条例で定める県の区域内の市町の執行機関</u>(以下「区域内の市町の執行機関」という。)および事務は、<u>別表第1のとおりとする。</u> (区域内の市町の執行機関への本人確認情報の提供方法) 第4条 知事が行う<u>法第30条の7第4項の規定による同条第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報</u>(以下「保存期間に係る本人確認情報」という。)の区域内の市町の執行機関への提供(同条第4項第2号に掲げる場合における提供に限る。)は、<u>規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて区域内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。</u> (本人確認情報の利用に係る事務) 第5条 <u>法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。</u> (本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および提供に係る事務) 第6条 <u>法第30条の8第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関</u>(以下「知事以外の執行機関」という。)および事務は、<u>別表第3のとおりとする。</u>
(新規)	
(新規)	
(新規)	
(新規)	
(新規)	

(新規)

(新規)

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第2条 省略

(情報提供手数料の額)

第3条 省略

(新規)

(新規)

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第7条 知事が行う法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

(利用および提供の状況の公表)

第8条 知事は、毎年、知事が行う保存期間に係る本人確認情報の利用および提供の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第9条 省略

(情報提供手数料の額)

第10条 省略

別表第1(第3条関係)

提供を受ける区域内 の市町の執行機関	事 務
市町長	地方税法(昭和25年法律第226号)または市町の条例による個人の市町民税(これと併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。)、固定資産税、軽自動車税、入湯税、都市計画税もしくは国民健康保険税の賦課または市町税(個人の市町民税と併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。)の徴収(延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金および滞納処分費の徴収を含む。以下同じ。)に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第5条関係)

1 地方自治法(昭和22年法律第67号)による同法第238条の4第4

- 項の許可または同法第238条の5第1項の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
- 2 肥料取締法（昭和25年法律第127号）による同法第4条第1項の登録、同法第13条の届出もしくは交付または同法第16条の2第1項もしくは第2項、第22条もしくは第23条の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 地方税法または滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）による個人の行う事業に対する事業税、不動産取得税もしくは自動車税の賦課または県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉱区税、自動車取得税もしくは軽油引取税の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 4 地方税法、滋賀県税条例または滋賀県産業廃棄物税条例（平成15年滋賀県条例第6号）による産業廃棄物税の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 地方税法によるゴルフ場利用税または軽油引取税に関する犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの
- 6 採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録または同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 7 自然公園法（昭和32年法律第161号）による同法第13条第3項の許可（同項第1号に掲げる行為に係るものに限る。）に関する事務であって規則で定めるもの
- 8 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第3条の登録または同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 9 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による同法第41条の狩猟免許試験の実施または同法第46条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 10 滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例（大正12年滋賀県令第29号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 11 公立学校に勤務する学校職員の退職年金および退職一時金支給条例（昭和26年滋賀県条例第59号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 12 滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）による同条例第16条第3項の許可（同項第1号に掲げる行為に係るもの

(新規)

- に限る。)に関する事務であって規則で定めるもの
- 13 滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年滋賀県条例第43号)による公務上の災害もしくは通勤による災害に対する補償または福祉事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
- 14 滋賀県屋外広告物条例(昭和49年滋賀県条例第51号)による同条例第23条第1項もしくは第3項の登録または同条例第23条の5第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 15 滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年滋賀県条例第31号)による同条例第3条第1項もしくは第3項もしくは第7条第1項の登録または同条例第8条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 16 滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例(平成3年滋賀県条例第17号)による同条例第3条の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
- 17 滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例(平成12年滋賀県条例第126号)による同条例第3条の承認に関する事務であって規則で定めるもの
- 18 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第35条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務であって規則で定めるもの
- 19 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律(平成11年法律第222号)第4条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)第3条第1項第1号に掲げる資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
- 20 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)第15条第1項第3号または第4号に規定する資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
- 21 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの
- 別表第3(第6条関係)

提供を受ける知事以外の執行機関

事務

<u>教育委員会</u>	<u>地方自治法による同法第238条の4第4項の許可に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>監査委員</u>	<u>地方自治法による同法第242条第1項の監査に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>公安委員会</u>	<u>道路交通法(昭和35年法律第105号)による同法第74条の2第5項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>収用委員会</u>	<u>土地収用法による同法第39条第1項(同法第138条第1項において準用する場合を含む。) もしくは第94条第2項(同法第124条第2項(同法第138条第1項において準用する場合を含む。) または第138条第1項において準用する場合を含む。) の裁決または同法第116条第1項(同法第138条第1項において準用する場合を含む。) の協議の確認に関する事務であって規則で定めるもの</u>

滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 新旧対照表

旧	新
第1条から第3条 省略 (登録の申請) 第4条 第1項 省略 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) <u>個人</u>にあつてはその住民票の抄本もしくは記載事項証明書またはこれらに代わる書面、法人にあつてはその登記簿の謄本 以下 省略	第1条から第3条 省略 (登録の申請) 第4条 第1項 省略 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) <u>個人(県内の市町の住民基本台帳に記録されている者を除く。)</u>にあつてはその住民票の抄本もしくは記載事項証明書またはこれらに代わる書面、法人にあつてはその登記簿の謄本 以下 省略